

国立大学法人島根大学と島根県産業技術センターとの包括的連携に関する協定書

(目的)

第1条 本協定は、国立大学法人島根大学（以下「島根大学」という。）と島根県産業技術センターが包括的な連携・協力のもと、双方が有する人的・物的資源を有効活用し、個性豊かな地域社会、地域産業の振興と人材育成に寄与することを目的とする。

(連携・協力)

第2条 島根大学と島根県産業技術センターは、次の事項について連携・協力する。

- (1) 地域産業の振興に関する事項
- (2) 教育・文化の振興に関する事項
- (3) 人材育成に関する事項
- (4) グローバル化に対応した研究開発に関する事項
- (5) その他両が必要と認める事項

(連携協議会の設置)

第3条 島根大学と島根県産業技術センターは、連携・協力を推進するために連携協議会を設置し、以下の委員を持って組織する。

- (1) 島根大学
学術・国際担当副学長
産学連携センター長
学術国際部長
- (2) 島根県産業技術センター
技術担当副所長
事務担当副所長
研究企画 研究調整監

(会議)

第4条 連携協議会は、必要に応じて隨時開催する。

- 2 連携協議会に議長及び副議長を置き、委員の互選により選任する。
- 3 議長は、連携協議会の会務を総理する。
- 4 副議長は議長を補佐し、議長に事故がある場合は、その職務を代理する。
- 5 連携協議会は、必要があるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(秘密保持)

第5条 島根大学と島根県産業技術センターは、本協定の遂行の過程で相手方から開示される情報であって、特に秘密である旨を明示された情報については、相手方の同意が無い限り、第三者に開示もしくは漏洩してはならないものとし、本協定の終了又は解除の日以後3年間も同様とする。ただし、次の各号に該当する情報についてはこの限りではない。

- (1) 相手方から知得した際、既に自ら保持していたもの
- (2) 相手方から知得した際、既に公知のもの
- (3) 相手方から知得した後、自己の責に帰し得ない事由により公知となったもの

(4) 相手方から知得した後、正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を伴わずに入手したもの

2 前項の規定にかかわらず、島根大学と島根県産業技術センターは、本協定の遂行により得られた情報であって本協定の目的に合致する情報については、学会等で有意義な公表ができるよう協力するものとする。

(事務)

第6条 本協定に係る事務は、島根大学と島根県産業技術センターの事務担当課において処理する。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の30日前までに、島根大学と島根県産業技術センターのいずれからも改定の申入れがないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

2 島根大学と島根県産業技術センターは、この協定の有効期間中であっても、双方協議してこの協定書を改定することができる。

この協定締結の証として本書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成25年11月27日

国立大学法人島根大学
島根大学長

島根県産業技術センター
島根県産業センター所長



吉野 ひろし

